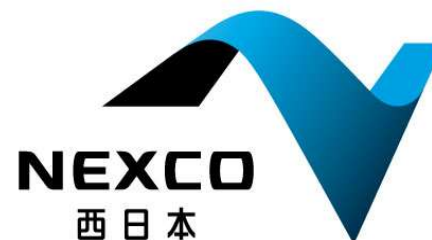


工期設定ガイドライン等の改正

令和6年 7月 11日

みち、ひと…未来へ。



土木工事における適正な工期設定ガイドライン

令和3年7月制定(令和6年7月改正)

土木工事における適正な工期設定ガイドライン

◆「工期設定ガイドラインの策定目的」

- ①働き方改革実現に向けた環境整備の一環として、長時間労働の是正、週休2日(4週8休)を確保した工事にも対応した適正な工期設定を行うためのガイドラインを策定
- ②組織や担当者の考え方によるバラツキを解消するため、標準的な工程作成が可能となるようガイドラインとして策定

「対象工事」

全ての土木工事
(災害等応急復旧工事や現場施工が1週間未満等の工期規模が小さい工事は除く)

◆「工程作成の手引きの策定目的」

組織や担当者の考え方によるバラツキを解消するため、標準的な工程作成が可能となるよう手引きとして策定

「対象工種」

橋梁編・・・鋼橋工事、PC橋工事、床版取替、塗替塗装、はく落防止対策工、下部工耐震補強工
舗装編・・・新設舗装工事、修繕舗装工事、床版防水工
トンネル編・・・トンネル工(坑内作業)
拡幅・スマートIC土工編・・・拡幅土工、スマートIC土工

土木工事における適正な工期設定ガイドライン

◆《準備期間》

準備期間は、設計図書の照査期間を拡充するため、これまでの標準的な日数に30日を加算した下表の準備期間を標準的な日数とした。

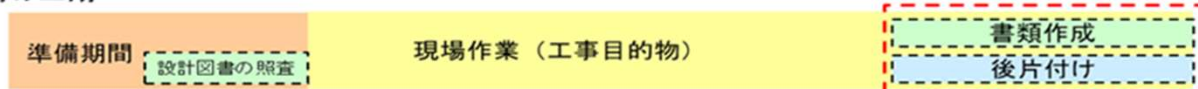
工種	準備期間	工種	準備期間
一般土木工事	70日	橋梁補修工事	90日
トンネル工事	110日	塗装工事	60日
PC橋上部工工事	100日	道路付属物工事	80日
鋼橋上部工工事	120日	土木補修工事	80日
舗装工事（新設）	80日	道路改良工事	70日
舗装工事（修繕）	90日	床版取替工事	120日

橋梁補修工事:はく落防止対策工、下部工耐震補強工
 土木補修工事:のり面補修工、トンネル補強工
 道路改良工事:拡幅土工、スマートIC土工

◆《後片付け期間》

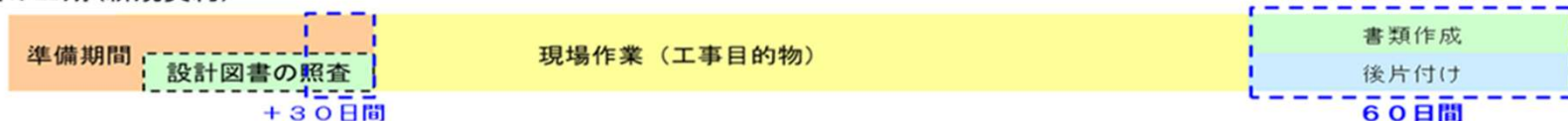
後片付け期間は、書類作成等を含むもので現場作業と重複することがないように、標準的な日数は60日間とする。なお、工事しゅん功届の要件となる工事記録写真、工事記録情報等の整備を含む。
 ※現場作業と後片付け期間が重複している実態が見受けられることから、工事目的物の完了後に後片付け期間として60日間を確保するよう徹底。また、現場作業期間を延期する場合も、工事目的物の完成時期とは別に、後片付け期間を確保する。

従前の工期



現場作業と書類作成を含む後片付けが重複

今後の工期（新規契約）



工事目的物施工完了後、
書類作成を含む後片付けを実施

60日間

土木工事における適正な工期設定ガイドライン

《工事期間の設定方法を変更》

工期設定について、積算要領に規定する標準稼働率（積算のための機械稼働率）によらず、**雨休率を用いた天候等による現場全体の作業休止を考慮した工期設定に改正。**

<雨休率を用いた新たな工期設定>

施工に必要な工事期間 = 施工に必要な実日数（日） ÷ **(1 - 雨休率 (%))** + その他の休日（日）

※改正前：施工に必要な工事期間 = 施工に必要な実日数（日） ÷ 稼働率 + その他の休日（日）

なお、積算における足場等の存置日数についても、雨休率を用いて算出（供用日数から存置日数に手引き等の表現も改正）

〈雨休率にて考慮している日数〉

①公休日数

- ①日曜日及び土曜日
- ②国民の祝日
- ③年末年始
- ④夏期休暇（お盆）

②天候等による休止日数

気象データ 過去5年（2019～2023）の気象庁データ
 天候による 1日の降雨量が10mm/日以上の日を1日休止日
 天候による 猛暑日（WBGT値31以上）を考慮
 休止日 （※公休日を除く、平日の天候による休止日）



①、②を考慮した
 全国平均の**雨休率※**を
 『0.40』として設定

※休日及び天候等（猛暑含む）による作業休止日の年間発生率

工期設定の比較 ★1年程度の工事日数で比較した場合、**約30日間程度の工期増**となる。

	(率)	工事 日数	休止 日数	作業可能 日数	月数													
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
従前の工期設定 (A)	0.67	365	120	245														
新たな工期設定 (B)	0.60	365	146	219														
作業可能日数の差 (A) - (B)				+26														

土木工事における適正な工期設定ガイドライン



《特記仕様書の記載例》

※工期設定の条件明示として、設計図書に明示する例

- ・工期に関する事項
- ・工期への影響事項
- ・工事着手可能時期
- ・工事用地等
- ・関連施設その他との関係
- ・作業日及び作業抑制期間
- ・交通規制作業日
- ・余裕期間の設定など

＜特記仕様書記載例＞※必要に応じて記載すること

● 工期に関する事項

●-1 工期への見込み

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）及び仕様書 1-13 作業日に記載されている以外に、以下の事項を見込んでいます。

準備期間	○日間
後片付け期間	○日間
その他の作業不能日	○日間 (R00.00.00～R00.00.00)

※上記の他に特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項がある場合は記載する。

●-2 工期への影響事項

全体工事等に影響がある事項について以下の通りとし、● 工事用地等に関する事項及び● 土取場及び自工区外盛土場に関する事項、● 作業日及び作業抑制期間等に関する事項以外については下記のとおりとする。

影響箇所	工事内容	期間（時間等）
STA (KP) ○○	盛土工	令和○年○月～令和○年○月

※上記の他に特別に工期に影響のある事項がある場合は記載する。

● 工事用地等に関する事項

●-1 工事着手可能時期

契約書第16条第1項の「特別に定める日」は下表のとおりであり、受注者は、工事着手可能時期以前に工事に着手してはならない。

(1) 保安林関係

測点	場所	面積	工事着手可能時期
STA○○付近	○○市○○町○○番地	約○m ²	令和○○年○○月
STA○○付近	○○町○○字○○番地	約○m ²	令和○○年○○月

土木工事における適正な工期設定ガイドライン

《特記仕様書の記載例》

《発注者が行う法令等に基づく届出等リスト》 (別表一〇)

工事名 ○○自動車道 ○○工事

項目・該当法令等	本工事における 該当工種	協議状況等
保安林解除申請 (森林法)	①STAO+〇~STAO+〇 (切土部)	①R●●●完了
林地開発許可 (森林法)	①STAO+〇~STAO+〇 (切土部)	①R●●●完了
土地の占用を伴う工作物の新設 (河川法第24条・26条)	①〇橋 P2 橋脚設置及び進入路構築・河川内盛土・ 構造物掘削等	①R●●●完了 (二級河川〇〇川)
砂防指定地内制限行為許可 (砂防法・条例)	①〇橋 A1・A2 橋台設置及び進入路構築・構造物掘削	① R●●●完了 (砂防河川〇〇川)
光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル 1/4 協議	①〇橋 A1 橋台 構造物掘削 (特殊部〇) ②〇橋 P 3 橋脚 構造物掘削 (特殊部〇)	①②R●●●完了
光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル 2/4 協議	〃	①②未協議 R●●頃 (予定)
光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル 3/4 協議	〃	①②未協議 R●●頃 (予定)
光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル 4/4 協議	〃	①②未協議 R●●頃 (予定)
埋設物近接協議【通信】 (建設工事公衆災害防止対策要綱第5章「埋設物」)	①〇橋 A1 橋台 構造物掘削 (特殊部〇) ②〇橋 P 2 橋脚 構造物掘削 (特殊部〇)	①R●●● (下協議済) ②R●●● (下協議済) ①②工事着手2ヵ月前に本協議
埋設物近接協議【電気】 (建設工事公衆災害防止対策要綱第5章「埋設物」)	①〇橋 A1 橋台 構造物掘削 (特殊部〇) ②〇橋 P 2 橋脚 構造物掘削 (特殊部〇)	①R●●● (下協議済) ②R●●● (下協議済)
埋設物近接協議【上下水道】 (建設工事公衆災害防止対策要綱第5章「埋設物」)	①〇橋 A1 橋台 構造物掘削 (特殊部〇)【近接】 ②〇橋 P 2 橋脚 構造物掘削 (特殊部〇)【仮迂回】	①R●●● (下協議済) ②R●●● (下協議済)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する 法律第10条	・〇橋 (既設) A1 橋台取壊し等 (コンクリート塊) ・工事用道路 A (アスファルトコンクリート塊)	R●●頃 (予定)
交通規制協議 (本線) (道路交通法第80条)	①仮設落石防護柵設置に伴う路肩縮小規制	①R●●● (下協議済) 工事着手2ヵ月前に本協議
交通規制協議 (一般道) (道路法第32条)	①〇橋 P1 橋脚足場設置時の県道交互通行規制	①R●●● (下協議済) 工事着手2ヵ月前に本協議
鉄道営業線近接協議 (建設工事公衆災害防止対策要綱第2章 「軌道経営者との事前協議」)	①〇橋 P1 橋脚 ②工事用道路 A	①R●●● (協議済) ②R●●● (協議済)
適宜追加		

※対外協議状況

発注者は、関連施設管理者との法令等に基づく届出等に関する実施状況について、**チェックリストを活用**し、工事発注後における円滑な工事進捗を確保できるよう努める。

また、特記仕様書に、**発注者が行う法令等に基づく届出リストに『協議状況等』**を新たに明記することとした。

土木工事における適正な工期設定ガイドライン

▶発注者指定方式において概略工程表を見積参考資料として添付

【見積参考資料】概略工事工程表
(工事名) ○○自動車道 ○○工事

※工程に影響を及ぼす前提条件
(主要な工程)の開示

工種	単位	数量	令和3年度				令和4年度								備考 (施工パーティ (P) 数等)		
			12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月	
準備工	式	1	■	■	■												・70日間
土工	m	50,000			■	■	■	■	■	■	■						・道路掘削 (2P)
用排水構造物工	m	1,000								■	■	■	■	■	■	■	(1P)
舗装工	m	5,000										■	■				・路盤工 (1P) ・基層、表層工 (1P)
付属物工	式	1											■				(1P)
跡片付け	式	1												■	■		・60日間
制約条件	関連工事		■	■	■	■											・○○地区○○工事 ・特記仕様書○-○へ記載
	関係機関協議		■	■													・○○土木事務所 砂防協議 ・特記仕様書○-○へ記載
	地元		■														・○○協議 ・特記仕様書○-○へ記載
	用地確保 (解決時期)			■													・○○市字○○ ・特記仕様書○-○へ記載
	支障物件の移設									■							・光ケーブル (KDDI) ・特記仕様書○-○へ記載
	...																
	交通規制抑制機関							■	■			■					・12月中旬から1月上旬 ・GW前、お盆前 ・特記仕様書○-○へ記載
	年末年始、お盆			■	■							■					・12/29~1/3 ・8月中旬 ・特記仕様書○-○へ記載

(注)
全体工程に影響を及ぼさない工程は記載しません。

この「見積参考資料 (概略工事工程表)」は入札参加者の適切かつ迅速に資するための資料であり、契約書第1条に示す設計図書ではない。
したがって、「見積参考資料 (概略工事工程表)」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工
目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「見積参考資料 (概略工事工程表)」の有効期間は、この工事の入札日までとする。
また、この「見積参考資料 (概略工事工程表)」の内容に関する質問は受け付けない。

土木工事請負契約における**設計変更**ガイドライン

平成23年5月制定(令和6年7月改正)

《位置づけ》

R6.7改正版

5. II. 設計図書の照査

5. II. (2) 及び (3)

受注者が自らの負担で実施すべき「設計図書の照査範囲」及び「設計図書の照査の項目及び内容」

※「設計図書の照査範囲」を超える作業については、「工事内容の変更等の補助業務」として取扱う

照査後

5. III. 工事内容の変更等の補助業務

5. III. (2)

受注者が自らの負担で実施すべき「工事内容の変更等の補助業務」

5. III. (3)

受注者が自らの負担で実施すべき「工事内容の変更等の補助業務」の範囲を超えるもの

※発注者の責任において実施するものである。ただし、工事受注者自らが履行の意思を示し実施する場合は、発注者がそれに要する費用を負担するものとする。なお、工期に影響する場合は、必要な工期についても確保するものとする。

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン

NEXCO

◆設計図書の照査

土木工事共通仕様書において、受注者には、自らの負担による「設計図書の照査」が義務付けられている。

【土木共通仕様書1-5-2(設計図書の照査)】

受注者は、施工前及び施工途中において、受注者の負担により設計図書の照査を行い、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとし、受注者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。



「設計図書の照査」の範囲を超える作業については、「工事内容の変更等の補助業務」として取扱うものとして、ガイドラインに明記。

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン

設計図書の照査の項目及び内容

受注者が自らの負担で実施する具体的な照査項目・内容を以下に示す。下記内容は仕様書等に規定されている事項及び工事管理上必要な一般的事項全般を網羅すべく記載したものであり、工事の特色に応じた必要な照査項目等を適切に判断し適用されたい。

受注者は、施工前及び施工途中において、下記資料を活用し適切な照査業務に努めるものとする。

設計変更ガイドライン
巻末資料①
P71～記載

設計図書照査項目一覧表 (1/4)

No.	項目	主な内容	
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期等が明示されているか（隣接工事、関連工事）
		1-2	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が明示されているか（夜間工事、集中工事、交通規制工事）
	(1) 工事工程	1-3	当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期が明示されているか（保安林解除協議、迂回路協議）
		1-4	関係機関、自治体等との協議結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲が明示されているか（河川協議、道路占用協議）
		1-5	余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期が明示されているか（上部工工事、舗装工事、施設工事）
		1-6	工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間が明示されているか（光通信ケーブル、電話線、ガス管、水道管）
	(2) 用地関係	1-7	工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期が明示されているか（用地買収、物件の移設、文化財調査）

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン

◆工事内容の変更等の補助業務

土木工事共通仕様書において、受注者は、発注者が実施する工事内容の変更等の補助業務として、監督員の指示に従い実施しなければならないこととなっている。

【土木共通仕様書1-18「技術業務」】

1-18-1 工事内容の変更等の補助業務

受注者は、工事契約書第18条及び第19条の規定に基づき発注者が行う業務の補助として必要な次の各号に掲げる作業を、監督員の指示に従い実施しなければならない。

1-18-5 費用負担

発注者は、前記1-18-1、2、3、4のうち、ボーリングを必要とする地質調査、応力計算または比較検討等を必要とする高度な設計、動態観測等特別な費用を要するものについては、その費用を負担するものとし、その他の場合は受注者の負担とする。



工事内容の変更等の補助業務には、“受注者の負担で実施すべき補助業務”と“受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えるもの”に分類され、その内容と費用の負担区分について具体例を挙げて、ガイドラインに明記。

※補助業務の範囲を超える場合は、発注者の責任において実施するものである。

ただし、工事受注者自らが履行の意思を示し実施する場合は、発注者はその費用を負担する。

(工期に影響する場合は、工期についても確保する。)

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン

NEXCO

受注者の負担で実施すべき補助業務の範囲を超えると考えられる事例(P14記載)

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等との対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ③ 発注後に構造物などの設計根拠まで遡る見直し、必要とする工事費の算出。
- ④ 指定仮設構造物の代替案の比較設計資料と変更図、数量計算書の作成に該当するもの。

- ⑤ 現地測量の結果、大幅な地形の変更が生じ横断面図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断面計画の見直しを伴う横断面図の再作成が必要となるもの。ただし、受注者の都合により作成したものは除く。
- ⑥ 施工の段階で判明した大幅な推定岩盤線の変更に伴い横断面図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑦ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断面計画の見直しが必要となるもの。
- ⑧ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。
- ⑨ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造の再計算が必要となるもの。
- ⑩ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑪ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑫ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑬ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。ただし、受注者が提案し監督員が承諾して採用した工法の比較検討は除く。
- ⑭ 舗装修繕工事の縦横断面設計で当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。
- ⑮ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑯ 概略発注工事における構造計算及び図面作成。
- ⑰ 要領等の変更にともなう構造計算及び図面作成。
- ⑱ 照査の結果必要となった追加調査の実施。